

令和2年9月文京区議会定例議会追加提案事項

- 1 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1543頁）
 - (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を設けるため、提案する。
 - (2) 改正内容
所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中
止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした
場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求
権の価額に相当する金額の合計額（当該合計額が20万円を超える場合にあっては、20万円）の寄附金
を支出したものとみなして、寄附金税額控除に関する規定を適用することとする。（付則第17条）
 - (3) 施行期日
公布の日

- 2 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1713頁）
 - (1) 提案理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第1
45号。以下「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等
に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、規
定を整備するため、提案する。
 - (2) 改正内容（別表）
 - ア 法の一部改正に伴う引用条文の整備
「第14条第9項」 → 「第14条第13項」（65の11の項）
 - イ 法及び政令の一部改正に伴う引用条文の整備
 - (ア) 「第1条の5」 → 「第2条の3」（61の4の項）
 - (イ) 「第1条の6第1項」 → 「第2条の4第1項」（61の5の項）
 - (ウ) 「第12条第2項」 → 「第12条第4項」（65の3の項）
 - (エ) 「第13条第3項」 → 「第13条第4項」（65の5の項）
 - (オ) 「第14条第13項」 → 「第14条第15項」（65の11の項）
 - (カ) 「第39条第4項」 → 「第39条第6項」（65の13の項）
 - (3) 施行期日 (2)アについては公布の日、(2)イについては令和3年8月1日

- 3 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文
京区例規集第2巻1915頁）
 - (1) 提案理由 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、
提案する。
 - (2) 改正内容 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う引用条文の整備（第2条第23号）
「第43条第3項」 → 「第43条第2項」
 - (3) 施行期日 公布の日

4 文京区立明化小学校等改築電気設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立明化小学校等改築電気設備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金8億8,968万円
- (4) 契約の相手方 末廣屋・宝・青木建設共同企業体
- | | |
|----------|---|
| 構成員（代表者） | 東京都文京区湯島三丁目23番8号
末廣屋電機株式会社東京支店
支店長 杉山秀儀 |
| 構成員 | 東京都文京区千石四丁目16番2号
宝電設工業株式会社
代表取締役 横田正寿 |
| 構成員 | 東京都文京区小石川二丁目3番25号
株式会社青木電機工業所
代表取締役 青木崇 |

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和7年11月30日まで
- ② 支出科目等 令和2年度 一般会計 教育費 学校教育費
令和3年度から令和8年度まで 債務負担行為

5 文京区立明化小学校等改築空気調和設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立明化小学校等改築空気調和設備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金7億1,094万1,000円
- (4) 契約の相手方 精研・REC・日管建設共同企業体
- | | |
|----------|---|
| 構成員（代表者） | 東京都文京区小石川一丁目15番17号
株式会社精研東京本社
東京本社代表常務取締役 伊豆田久雄 |
| 構成員 | 東京都文京区千駄木三丁目46番2号
株式会社REC東京支店
支店長 竹内等 |
| 構成員 | 東京都文京区湯島一丁目11番5号
株式会社日管設備
代表取締役 富永光孝 |

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和7年11月30日まで
- ② 支出科目等 令和2年度 一般会計 教育費 学校教育費
令和3年度から令和8年度まで 債務負担行為

6 文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事請負契約の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

ア 契約の目的 文京区六義公園運動場管理事務所棟改築工事

イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

ウ 契約金額 金2億1,454万2,900円

(変更前の契約金額 金2億988万円)

エ 契約の相手方 東京都文京区後楽一丁目1番13号

株式会社小野組

代表取締役社長 小野敬語

【参考】

① 工期 令和元年7月3日から令和3年1月29日まで

(変更前の工期 令和元年7月3日から令和2年11月20日まで)

② 支出科目 令和元年度 一般会計 総務費 施設管理費

令和2年度 一般会計 総務費 施設管理費

7 令和2年度文京区一般会計補正予算

8 令和2年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

9 令和2年度文京区介護保険特別会計補正予算

10 令和2年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算